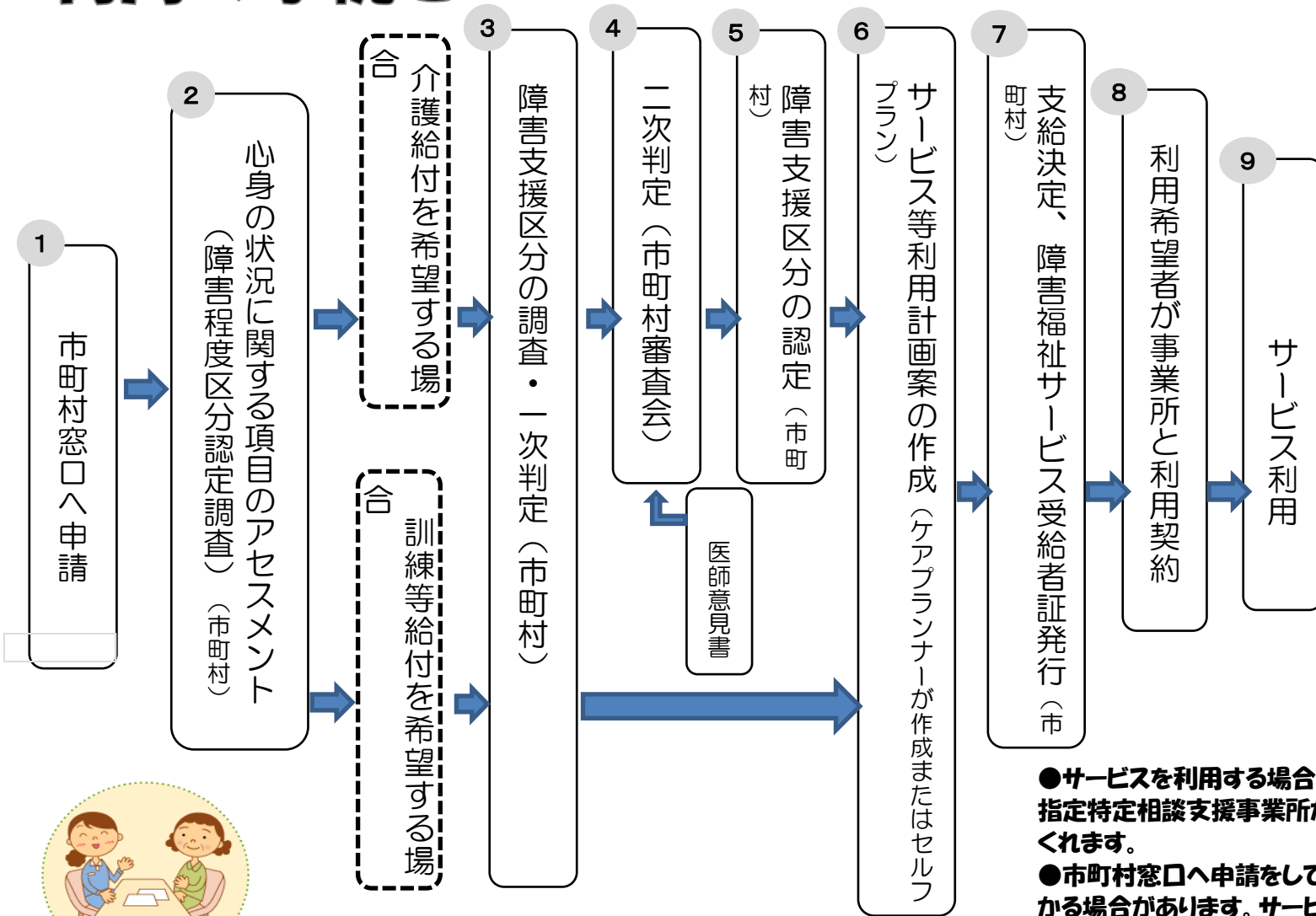


利用の手続き



介護給付

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所(ショートステイ)
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付

- ☆自立訓練(生活訓練・機能訓練)
- ☆就労移行支援
- ☆就労継続支援(A型=雇成型、B型)
- ☆共同生活援助(グループホーム)

●サービスを利用する場合、計画相談支援の申請も必要になります。指定特定相談支援事業所がサービスの計画を立てる相談にのってください。

●市町村窓口へ申請をしてから、受給者証が届くまで2ヶ月ほどかかる場合があります。サービス利用の申請、ご相談はお早めに。

